**◆第２次名張市男女共同参画基本計画策定について**

**資料３**

**１．計画策定の趣旨**

名張市男女共同参画基本計画が、２０１５年度をもって計画期間満了となるため、次

期男女共同参画基本計画を策定します。

現基本計画をベースに、その成果や達成状況を踏まえつつ、社会情勢の変化に伴う諸問題を視野に入れ、新たな視点を取り入れながら、より戦略的で実効性の高い計画となるよう取り組みます。

**２．計画の期間**

計画の期間は、名張市総合計画「新・理想郷プラン」との整合性を図り、２０１７年（平成２９年）度～２０２６年（平成３８年）度の１０年間とします。

**３．計画策定の背景**

1. 男女共同参画を取り巻く社会潮流

　　　・人口減少と高齢化

　　　・女性労働力率Ｍ字カーブ問題

　　　・非正規労働者の増加

　　　・政策、方針決定過程への女性参画の低さ

・ＤＶ相談件数の増加

1. 国における計画の視点

　　　・女性の活躍による経済社会の活性化

　　　・男性、子どもにとっての男女共同参画

　　　・様々な困難な状況に置かれている人々への対応

　　　・女性に対するあらゆる暴力への根絶

　　　・地域における身近な男女共同参画の推進

1. 名張市の現状と特性

　　　・関西圏を中心に流出が流入を大幅に上回っている

・出生率は、平成元年以降ほぼ横ばい

・市内事業所における女性雇用者のうち正規職員・正規従業員が少ない

　　　・企業において、女性の参画がなかなか進まない

1. 男女共同参画に対する名張市民の意識

　　　・「男は仕事」「女は家庭」といった役割分担に同意しない市民意識の割合は、国と

比べて高いものの、固定的役割分担意識は根強く残っている

　　　・男女とも、様々な分野で男性が優遇されていると思う人が多い

　　　・女性が職業を持つことについて、持ち続けることが望ましいと考える人が増加傾

向にあるが、実情は、結婚や子育てなどで一時的に辞める女性が多い

　　　・地域やＰＴＡ役職等に就くことをすすめられると、断る女性が多い

**４．計画の基本理念**

　　「名張市男女共同参画推進条例」第３条の基本理念

**（１）男女の人権尊重**

男女が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を　発揮する機会が確保されること。

1. **社会における制度及び慣行についての見直し**

　　　 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行が、男女の

　　　社会における活動の自由な選択に対して影響をおよぼすことのないよう見直される

こと。

1. **政策等の立案及び決定への共同参画**

　 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、市民活動団体

　等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

1. **家庭生活と社会活動の両立**

　　　　家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護等

の家庭生活と職業生活、地域活動その他の社会活動とを両立できるようにすること。

1. **次世代の育成**

　　 　次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、

地域、その他あらゆる場所において男女が共に参画し責任を担い、安心して子ども

を産み、慈しみ育てられる環境づくりへの取組が進められること。

1. **男女の生涯にわたる健康の確保**

　 　　 男女が、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、それぞれの性にかか

わる身体的特徴について理解を深めるとともに、生命の尊厳及び母体の保護を基に、

妊娠、出産等について互いの意思及び決定を尊重すること。

1. **あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組**

　　 　　家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、性別にか

　　　 かわりなく、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、

男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。

1. **国際的視野での協調**

　 　　　男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組と連動し、国際社

会の一員としての視野に立ち協調すること。

　**５．第２次男女共同参画基本計画の骨格（案）**

　　**《基本目標》**

　　　Ⅰ　男女共同参画意識の確立

　　　Ⅱ　あらゆる分野への男女共同参画の推進

　　　Ⅲ　家庭生活と社会活動の両立支援　　　　　　　　　次期計画に引き継ぐ

　　　Ⅳ　男女の人権が尊重される環境づくり

　　　Ⅴ　計画の推進

|  |  |
| --- | --- |
| 基　本　目　標 | 重　点　課　題 |
|  |  |
| Ⅰ男女共同参画意識の確立 | 1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革
 |
|
| 1. 男性、子どもにとっての男女共同参画　★
2. あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的視野での参画推進
 |
|
|  |
| Ⅱあらゆる分野への男女共同参画の推進 | 1. 政策・方針決定過程のへの男女共同参画の推進
2. 地域における男女共同参画の推進
 |
|
| 1. 働く場における男女共同参画の推進
 |
|  |
| Ⅲ家庭生活と社会活動の両立支援 | 1. 家庭生活における男女共同参画の推進
2. 男女が共に安心して子育てができる環境整備
3. 生活上様々な困難に直面する男女への支援　★
 |
|  |
| Ⅳ男女の人権が尊重される環境づくり | 1. 男女の人権尊重
2. あらゆる暴力の根絶
3. 男女の生涯にわたる健康の確保
4. 防災における男女共同参画の推進　★
 |
|
|  |
|
| Ⅴ計画の推進 | 1. 推進管理体制の確立
 |
|  |
|  |  |